重要事項説明書(介護老人保健施設)

1、事業所の概要

事業所名	宗教法人寒川神社　介護老人保健施設　神恵苑
開設年月日	平成2年10月1日
所在地	高座郡寒川町宮山180－1
電話番号及びFAX番号	電話番号0467－75－8677・FAX046－75－8655
介護保険事業者番号	1451280007
管理者および連絡先	苑長　鳴　海　裕　之

2、事業所の職員体制等

	常勤加算
(1)　苑長（兼　医師）	1 人以上
(2)　事務長	1 人以上
(3)　看護職員	9.9 人以上
(4)　介護職員	24.2 人以上
(5)　介護支援専門員	1 人以上
(6)　支援相談員	2.1 人以上
(7)　理学療法士	2 人以上
作業療法士	0.7 人以上
言語聴覚士	0.4 人以上
(8)　事務員	2.8 人以上
(9)　薬剤師	0.8 人以上
(10)　管理栄養士	1 人以上

職務内容

(1)　苑長は、介護老人保健施設に携わる職員の統括管理、指導を行う。
医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(2)　事務長は、苑長の命を受け事務全般を統括管理、指導を行う。

(3)　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

(4)　介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

(5)　介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(6)　支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(7)　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに際し指導を行う。

(8)　事務員は、施設入所者の目的が適うよう努めるとともに、苑の運営、維持に努める。

(9)　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、当苑で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

(10)　管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の

栄養状態の管理、食事相談を行う。

3、設備の概要

区分	数量・規模		備考
入所定員	90　名		
居室	4人部屋	21室　(1室 33.60㎡)	
	2人部屋	3室　(1室 18.00㎡)	
食堂	119.52　㎡		
機能訓練室	119.20　㎡		
浴室	93.92　㎡		特浴・一般
便所	92.70　㎡		
洗面所	10.00　㎡		
診察室	10.80　㎡		
相談室	29.40　㎡		
談話室	76.80　㎡		

4、サービス内容

本苑のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

① 食事　　朝食　8：00　～　8：30
　　昼食　12：00　～　12：30
　　夕食　18：00　～　18：30

② 介護　　着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添い
　　レクリエーション

③ 入浴　　最低、週2回入浴可能です。特別浴または清拭となる場合があります。

④ 機能訓練　　機能訓練室にて利用者の状況に応じて機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理　　必要に応じて診察を受けることができます。又定時で検温を行っています。

⑥ 理容　　月1回、理容サービスを実施しております。(料金は自己負担)

⑦ レクリエーション　　現在、書道教室、粘土教室、詩吟教室、民謡教室等

⑧ 介護老人保健施設(1)の人員体制とする。

5、利用者負担

① 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いをうける。
利用料として、入所者が選定する特別な食事の費用。日曜生活費、教養娯楽費
理容代、室料、行事費、私物の洗濯代を、別定める利用料金表により支払いを受ける。

② 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表(Ⅰ)、(Ⅱ)のとおりです。
なお、(Ⅰ)－4 その他の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならない事とされています。疑問点等があればお尋ねください。

入所者利用料金一覧表（Ⅰ）

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料金が異なります。
下記には日用品は含まれていません。（業者委託になります）。
日用品の金額は内容により異なりますが、約月5，280円です。

1、自己負担額

施設サービス費	自己負担額		
	1割	2割	3割
要介護度　1	911 円	1,821 円	2,731 円
要介護度　2	990 円	1,980 円	2,969 円
要介護度　3	1,060 円	2,120 円	3,179 円
要介護度　4	1,121 円	2,241 円	3,361 円
要介護度　5	1,176 円	2,352 円	3,527 円

2、利用者様により異なる加算内容

項目	料金（円）				内容
	1割	2割	3割		
短期集中リハビリ加算（Ⅰ）	270	540	809	/ 日	入所日から3か月以内に1週につき概ね3回以上の集中的なリハビリを行った場合
外泊時費用	379	757	1,135	/ 日	外泊をした場合、月6日を限度とし、初日と最終日以外に算定
初期加算（Ⅰ）	63	126	189	/ 日	神恵苑の空所状況を地域医療機関及び急性期医療機関と定期的に情報共有すること
初期加算（Ⅱ）	32	63	94	/ 日	入所日から30日間に限り算定
療養食加算	7	13	19	/ 回	糖尿病食、減塩食等の治療食を提供した場合
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	250	500	750	/ 日	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全について投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	502	1,004	1,505	/ 日	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全について投薬、検査、注射、処置等を行った場合（介護老人保健施設医師が感染症対策に関する研修を受講している）
退所時情報提供加算（Ⅰ）	523	1,045	1,568	/ 回	入所者が居宅退所し、退所後の主治医に文書で紹介を行った場合
退所時情報提供加算（Ⅱ）	262	523	784	/ 回	入所者が医療機関に退所し、退所後の主治医に文書で紹介を行った場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	418	840	1,254	/ 回	入所期間が1月を超え、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の介護サービスの利用方針を定めた場合
排泄支援加算（Ⅰ）	11	21	32	/ 月	排泄に介護を要する入所者で支援計画に基づく支援を継続して実施した場合、6月以内の期間に限り加算する

項目	料金				内容
	1割	2割	3割		
自立支援促進加算	314	627	941	/ 月	入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取組みの実施を評価する加算
リハビリテーション マネジメント 計画書情報加算（Ⅰ）	56	111	166	/ 月	医師、訓練士等がﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施計画書を入所者又は家族に説明し、継続的にﾘﾊﾋﾞﾘの質を管理。実施計画情報を厚労省に提出し活用している場合（栄養マネジメント加算及び口腔衛生管理加算（Ⅱ））算定
入所前後訪問指導加算 （Ⅰ）	471	941	1,411	/ 回	退所を目的とした施設サービス計画の策定 及び診療方針を決定した場合
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	522	1,045	1,567	/ 月	摂食機能障害等を有する入所者に、食事の観察及び会議等を行い計画作成・管理を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	115	230	345	/ 月	歯科医師等が、介護職員に口腔ケアに係る 助言・指導を月1回以上行っている場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4	7	10	/ 月	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした褥瘡ケア計画を作成している場合
安全対策体制加算	21	42	63	入所中1回	入所者の事故を防ぐための強化対策を講じている介護施設を評価する加算
再入所時栄養連携加算	418	836	1,254	/ 回	入所者が病院等を退院後再入所した際に、入所時と比べ栄養管理と大きく異なる時に病院等と施設の栄養管理士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	63	126	189	/ 月	科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進する加算
ターミナルケア加算	入所者のターミナル(終末期)ケアを行い、かつ、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、入所者又は家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成、多職種が共同して入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われ、利用者が死亡した場合				
	1,986	3,971	5957	/ 日	死亡日
	951	1,902	2583	/ 日	死亡日以前2～3日
	168	335	502	/ 日	死亡日以前4～30日
	76	151	226	/ 日	死亡日以前31～45日
栄養マネジメント強化加算	12	23	35	/ 日	利用者の栄養状態の改善・維持を目指すための体制、ミールラウンドの実施などにおいて、利用者の栄養ケアを適切に行った場合
協力医療機関連携加算（令和6年度）	105	209	314	/ 月	協力医療機関との連携強化及び入所者の現病歴等の情報共有を定期的に会議をする
協力医療機関連携加算（令和7年度）	53	105	157	/ 月	協力医療機関との連携強化及び入所者の現病歴等の情報共有を定期的に会議をする
高齢者施設等感染症向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	16	32	53	/月	協力医療機関等との間で新興感染症及び一般的な感染症の発生時の対応の取り決めをしていること

項目	料金				内容
	1割	2割	3割		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	147	293	439	/ 回	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)ロ	74	147	220	/ 回	入所前の主治医と連携せずに薬剤を評価・調整した。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	251	502	753	/ 回	上記イ・ロの服薬情報をLIFEに提出
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅳ)	105	209	314	/ 回	退所時に、入所時に比べて1種類以上減薬
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅰ)	251	502	753	/ 日	認知症の方で入所日から3か月以内に週3の集中的なリハビリを行った場合及び入所者が退所する居宅又は福祉施設等を訪問しリハ計画書を作成
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	126	251	377	/ 日	認知症の方で入所日から3か月以内に週3の集中的なリハビリを行った場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	157	314	471	/ 月	認知症介護指導者養成研修修了者及び認知症介護実践リーダ研修修了者及び日本版BPSD認知症ケアプログラム研修が1名以上配置し複数の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	126	251	377	/ 月	認知症介護実践リーダ研修修了者を、1名以上配置し認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	105	209	314	/ 月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し職員の適切な役割分担の取り組みをし1年に1回、業務改善の取組による効果を示すデータ提出をすること
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	21	32	/ 月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し業務改善の委員会の開催や1年に1回、業務改善の取組による効果を示すデータ提出をすること
新興感染症等施設療養費	251	502	753	/ 日	入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し感染した入所者等に対し適切な感染対策を行う
経口移行加算	30	59	88	/ 月	
夜間職員配置加算	25	50	75	/ 日	
サービス体制強化加算Ⅰ	23	46	69	/ 日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	48	96	144	/ 日	介護老人保健施設が担っている「在宅復帰支援施設」としての役割に対して、取り組みを行っている施設を評価する加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ(令和6年5月まで)	月額の3．9%			/ 月	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ(令和6年6月より)	月額の7．5%			/ 月	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(令和6年5月まで)	月額の2．1%			/ 月	経験・技能のある介護福祉士の他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行うための加算

地域加算・サービス提供体制強化加算・夜勤職員配置加算が含まれています。

なお入所者様により異なる短期集中リハビリテーション加算等は含まれておりません。

1、自己負担額

施設サービス費	自己負担額		
	1割	2割	3割
要介護度　1	911 円	1,821 円	2,731 円
要介護度　2	990 円	1,980 円	2,969 円
要介護度　3	1,060 円	2,120 円	3,179 円
要介護度　4	1,121 円	2,241 円	3,361 円
要介護度　5	1,176 円	2,352 円	3,527 円

① 基本単位911+サービス提供体制強化算24単位+在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ
51単位+夜間職員配置加算24単位

＊利用者負担額（１割）の算出方法

①の計算による１か月のサービス合計単位数×地域単価１０.４５＝○○円（１円未満切り捨て）

○○円－（○○円×０．９（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

1か月利用料の概算

＜1割＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険負担分	31,620 円	34,080 円	36,270 円	38,190 円	39,930 円
食費	50,100 円	50,100 円	50,100 円	50,100 円	50,100 円
特別な食費	210 円	210 円	210 円	210 円	210 円
教養娯楽費	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度
居住費	14,160 円	14,160 円	14,160 円	14,160 円	14,160 円
おやつ代	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度
合　計	**103,090 円**	**105,550 円**	**107,740 円**	**109,660 円**	**111,400 円**

＜2割＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険負担分	63,210 円	68,160 円	72,540 円	76,380 円	79,830 円
食費	50,100 円	50,100 円	50,100 円	50,100 円	50,100 円
特別な食費	210 円	210 円	210 円	210 円	210 円
教養娯楽費	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度
居住費	14,160 円	14,160 円	14,160 円	14,160 円	14,160 円
おやつ代	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度
合　計	**134,680 円**	**139,630 円**	**144,010 円**	**147,850 円**	**151,300 円**

＜3割＞

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険負担分	94,800 円	102,240 円	108,810 円	114,570 円	119,730 円
食費	50,100 円	50,100 円	50,100 円	50,100 円	50,100 円
特別な食費	210 円	210 円	210 円	210 円	210 円
教養娯楽費	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度	5,000円程度
居住費	14,160 円	14,160 円	14,160 円	14,160 円	14,160 円
おやつ代	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度	2,000円程度
合　計	**166,270 円**	**173,710 円**	**180,280 円**	**186,040 円**	**191,200 円**

入所者利用料金一覧表（1割、2割、3割共通）（Ⅱ）

1、教養娯楽費料金（1回につき）

（1）教室

NO	教室名	料金	NO	教室名	料金
1	絵手紙	９６０	6	塗り絵	３２０
2	書道	５１０	7	ネイル	６３０
3	貼り絵	８００	8	手作り工房	５００
4	車椅子ダンス	５８０	9	ゲーム	４６０
5	音楽教室（６教室）	３７０	１０	誕生者カード作成	９００

個人専用テレビ：設置希望者　電気代込　１日２００円

★教室に多く参加されましても上限１ヵ月６，０００円になります。

★テレビ設置の方は、教室を含み上限１ヵ月８，０００円になります。

2、洗濯代（１枚につき）

1	靴下　ハンカチ	２０ 円
2	小タオル　パンツ	６０ 円
3	円座　ズボン　ズボン下　Ｔシャツ モモヒキ　肌着　チョッキ　座布団カバー	１００ 円
4	パジャマ上下　ジャンバー	１４０ 円
5	セーター	２００ 円

② 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）

区分	金額	内容説明
予防注射・インフルエンザ	実費（市町村により助成あり）	利用者の希望により
・肺炎球菌ワクチン	実費	
健康診断書（施設等申込用）	実費	
理容・美容代	1回につき1,800円	

（注）②は、（Ⅰ）及び（Ⅱ）で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合にかかる費用です。

③ 支払い方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払い頂きます様お願いします。

A　自動口座引落　・・・ ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。（自動振替日：毎月27日）

B　銀行振込　・・・ 期日までに利用者の方が振込願います。手数料は利用者負担となります。

C　現金払い　・・・ サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払いお願いします。

3、業務委託　日用品CSセットR　株式会社エラン

セット内容については、別紙参照

セット種類	1日	7日
日用品Aセット	１７６円	１，２３２円
日用品Bセット	２４２円	１，６９４円
私物洗濯オプション	２７５円	１，９２５円

税込価格

※ 但し、私物洗濯オプションのみのご利用はできません。CSプランと合わせてお申し込みください。

4、その他費

内容		料金
居室料	1日につき	472 円
食費		1,670 円
教養娯楽費	1回につき（希望により）	1回毎、200円～1,800 円
洗濯代	苑での洗濯を希望の場合	1回毎、20円～200 円
特別な食事（行事食）	月1回（希望により）	210 円
おやつ代	月10回程度（希望により）	実費（1回100円程度）

6、 当施設のサービスの方針等

本苑では、介護老人保健施設計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 本苑では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 本苑では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 本苑では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

6 本苑は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行ううよう努めるものとする。

7、 併設サービス

1. 通所リハビリテーション　2. 介護予防通所リハビリテーション　3. 短期入所療養介護
4. 介護予防短期入所療養介護　5. 居宅介護支援事業所　6. 訪問リハビリテーション
7. 予防訪問リハビリテーション

8、 サービス利用に当たっての留意点

- 面会は午前8時半から午後6時半までとする。
- 消灯時間は、午後9時とする。
- 外泊・外出は、1週間前までに所定の用紙に記入のうえ許可を得るものとする。
- 禁酒・禁煙とする。
- 火気の取り扱いは、認めない。
- 設備・備品の取り扱いには、十分注意をして使用すること。
- 所持品・備品等の持ち込みは、施設が準備した物以外は持ち込みは禁止する。
- 外泊時等の施設外での受診は、苑長の許可が無い限り禁止とする。

  本苑では、入所中に必要な医療については当苑の医師やスタッフが担当する事になっております。入所中に医療機関への受診、入院についてはご家族の了解の下実施を致しております。

  緊急にて連絡が取れない場合は当苑の判断にて受診、入院となる場合があります。
  この場合は事後承諾となりますのでご了承ください。

  入院になった場合は当苑は退所となります。

  入院治療終了後再入所を希望される時は改めて相談させて頂きます。
- 必要と判断される薬は、当苑より提供いたします。費用につきましては基本料金に含まれています。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
- 他者への迷惑行為は禁止とする。

・ 2階、3階通路（共有スペース）に防犯カメラを設置しています。
・ その他ご不明点がありましたら、近くのスタッフまでお気軽に話して下さい。

9, 服務規律

職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。
服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

・ 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
・ 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
・ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

10、事故発生時の対応

入所者はご高齢や疾患により予期せず骨折・窒息等が発生致します。
また、心身の状態が著しく変化した場合や外傷、転落、転倒等が発生した場合にはご家族に連絡を致します。
受診を必要と判断される場合には連携病院等に速やかに受診させて頂きます。

11、在宅復帰について

入所後、3ヶ月毎に在宅復帰の可否を検討する会議を致します。
事前に当苑ケアマネジャーよりご希望等をお尋ねいたします。

12、緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 ： 連絡先 ：
緊急連絡先	氏名 ： 連絡先 ：

13、協力病院等

名　　称	宗教法人寒川神社　寒川病院
代 表 者	代表役員　利根康教
所 在 地	寒川町宮山193
連 絡 先	0467-75-6680

名　　称	松井歯科医院
代 表 者	松井新吾
所 在 地	茅ヶ崎市松浪2－3－41
連 絡 先	0467-82-7754

14、非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事務長を充てる。
(2) 火元責任者には、本苑職員を充てる。
(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
(6) 防火管理者は、本苑職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・・　年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・　年1回以上
③ 利用者を含めた風水害の避難訓練・・・・・・・・・・・・・　年1回以上
④ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・　随時
(7) その他必要な防災防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
(8) 本苑は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
(9) 水害対策は、避難確保計画の策定、訓練、市町村への報告を行う。

15、業務継続計画の算定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、本苑職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

16、相談窓口、苦情対応

1 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0467-75-8677
	FAX番号	0467-75-8655
	窓　　口	支援相談員、施設ケアマネジャー
	対応時間	8:30～17:00

2 苦情処理の手順

(1) 苦情内容の聞き取り及び把握
(2) 問題が生じた所属長に苦情内容を伝達
(3) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する。
(4) 施設としての意思決定
(謝罪、事実の伝達(説明)、市町村、国民健康保険団体連合会等への報告等)
(5) 施設の苦情委員会に於いて内容、問題点及び再発防止について検討をする。
(6) 施設に於ける反省事項の整理
(7) 苦情処理台帳への記載

3　施設内に投書箱等を設置し、無記名の投書についても検討し、業務の向上に努める。

4　利用者からの苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。

○ 公的機関においても、次の期間に於いて苦情申出等が出来ます。

市町村介護保険相談窓口 寒川町高齢介護課	所 在 地	寒川町宮山165
	電話番号	0467-74-1111
	FAX番号	0467-74-5613
	対応時間	8:30～17:00

神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連） 介護保険課介護苦情相談係	所 在 地	横浜市西区楠町27－1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	8:30～17:15 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

市町村介護保険相談窓口	所 在 地	
	電話番号	
	FAX番号	
	対応時間	

17、身体的拘束等

1　当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。
但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2　当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
（1） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
（2） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
（3） 介護職員その他の職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

3　委員会は、苑長、看護職員、介護職員、相談員で組織する。

4　行動制限の内容、手順等については、別に定めるものとする。

5　前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

18、褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を予防するため対策を整備する。

19、感染症体制の徹底

当施設に於ける感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策検討委員会1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

当施設に於ける感染症又は食中毒予防及び蔓延のための指針を設備すること。

当施設に於いて、介護職員その他の従業者に対して、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施すること。

2 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 感染症対策担当者を設置する。

20、虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

2 虐待防止のための指針を整備する。

3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

21、その他の重要事項

地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。若しくは自由に閲覧できる形で配架するものとする。

3 本苑は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職員において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえるものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

22、衛生管理について

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当苑における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を等を活用して行うことができるものとする。)を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当苑における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
(3) 当苑において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
(4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
4 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

23、職員の質の確保

本苑職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

24、職員の健康管理

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受講すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

25、勤務条件

職員の就業に関する事項は、別に定める宗教法人「寒川神社」神恵苑の就業規則による。

26、守秘義務および個人情報の保護

1 本苑職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、本苑職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。
2 本苑職員は、個人情報保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、利用者とその関係者に関する個人情報を適切に取り扱うよう努める。
3 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働者のガイドラインに則り、本苑が得た利用者の個人情報については、本苑での介護サービスの提供にかかる以外の利用は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

27、当法人の概要

法 人 の 名 称	宗教法人寒川神社
代 表 者 名	利根 康教
所在地・電話	寒川町宮山3916
業 務 の 概 要	祭紀 崇敬者の教化育成 社会福祉等の事業

令和6年4月1日

［証明確認欄］

重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　宗教法人寒川神社 介護老人保健施設 神恵苑

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿